平成２６年（フ）第２９３号
兵庫県伊丹市北河原４丁目１番18―305号、前住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―236号
債務者　田村　友徳
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第６５７号
兵庫県西宮市野間町４―５ダイドーメゾン門戸301、住民票上の住所兵庫県芦屋市若葉町６番１―2112号
債務者　古津　雅由
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６６７号
兵庫県西宮市花の峯５番26号、前住所兵庫県宝塚市安倉南３丁目１番８号　安倉南ハイツⅠ101号
債務者　今西　正文
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６８０号
兵庫県尼崎市常光寺２丁目４番17号リバーウエストＡ201、前住所兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目４番８―704号
債務者　松田　浩
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５号
兵庫県尼崎市大島２丁目33番11号レオパレス武庫川Ｂ―109
債務者　三谷　辰男
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目50番13号リバーサイド塚口203号
債務者　和田こと　姜　　貴之
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９号
兵庫県西宮市神明町８番２―717号
債務者　西田　　修
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１号
和歌山県御坊市藤田町吉田2086番地２
債務者　西谷　　勇
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで　和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第２号
和歌山県御坊市薗32番地４　日栄ハイツＢ102
債務者　中尾　賢司
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで　和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第１４号
北九州市小倉南区若園２丁目１番50―312号
債務者　立石　　修
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１６１号
佐賀県武雄市朝日町大字中野7515番地
債務者　諸石　直之
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第８４０号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番160―205号
債務者　和田電気商会こと　和田　　修
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８８２号
神戸市垂水区舞子台７丁目１番２―503号
債務者　萩原　勇治
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８８３号
神戸市垂水区舞子台７丁目１番２―503号
債務者　萩原美津江
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９１３号
神戸市北区花山東町１番１―303号
債務者　鳥澤　健一
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９１４号
神戸市北区花山東町１番１―303号
債務者　鳥澤　優子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９１５号
神戸市北区花山東町１番１―303号
債務者　鳥澤　幸枝
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで　神戸地方裁判所第３民事部